○内閣府告示第二百四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第八十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野市

二　地域再生計画の名称　歴史と自然が紡ぐ交流の郷（さと）ＮＡＧＡＮＯ再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野市の区域の一部（豊野地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び佐久市並びに長野県南佐久郡小海町及び佐久穂町

二　地域再生計画の名称　次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　佐久市並びに長野県南佐久郡小海町及び佐久穂町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野県木曽郡南木曽町

二　地域再生計画の名称　山のこころ―森・人担い手育成・交流活性化事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県木曽郡南木曽町の区域の一部（木曽川沿岸）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第八十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び岐阜県不破郡関ケ原町

二　地域再生計画の名称　歴史・自然・人とのふれあいのまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県不破郡関ケ原町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県揖斐郡揖斐川町

二　地域再生計画の名称　母なる清流　揖斐川ルネッサンス計画　Ⅱ

三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新城市

二　地域再生計画の名称　山、川ふるさと水の再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新城市の区域の一部（新城南部地区及び作手地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県蒲生郡日野町

二　地域再生計画の名称　近江日野　三方よしの人づくり　農山村（ふるさと）活力再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県蒲生郡日野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生計画推進事業費補助金（四の六）、公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（四の六）及び都市農村共生・対流総合対策交付金（四の六）

○内閣府告示第二百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百四十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県、洲本市及び南あわじ市

二　地域再生計画の名称　新しい交通ネットワークを中心とした南淡路地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　南あわじ市の全域及び洲本市の区域の一部（旧洲本市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三